

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年12月2日)

陳 情 4 年 警 察 第 2 4 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-24 (R4.11.24)	警 察	自賠責保険制度の適切かつ安定的運営に係る意見書の提出について	
▶陳情事項 国に対し、自賠責保険制度の適切かつ安定的運営を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）は、すべての車の所有者に加入が義務付けられている保険制度であり、その掛け金の一部は、事故被害者救済のため積み立てられている。その積立金（自動車安全特別会計）5,952億円が、財政難を理由として、一般会計に貸し出されたまま、返済されていない状況が続いていることがわかった。

財務省は税収が不足した平成6年と平成7年の2年間に、1兆1,200億円をこの特別会計から借り入れ、今もその返済を続けている。返済は一時滞っていたが、平成30年から再開された。一方、再開後も借入額に対して返済額は少なく、自動車安全特別会計の財源が底をついてしまう可能性が指摘されていた。

令和4年6月には自賠責保険に関する改正法が衆議院で可決され、保険料に含まれる「賦課金」が令和5年度から値上げされることが決まった。いわば、負担の国民への転嫁であり、SNSなどでは怒りの声があがっている。

財務大臣は、「昨年12月の国土交通大臣との大臣間合意で、令和4年度当初予算で一般会計から自動車安全特別会計へ54億円（前年度比プラス7億円）の繰り戻しを行うとともに、今般の補正予算でも12.5億円の積み増しをしてお戻しする。」と表明した。66億円の返済である。

一方、返済額は、財務状況などで安定をせず、事故被害者救済など、安定的な制度運営にとって、厳しい状況が続いている。

そこで、国に対し、一般会計から自動車安全特別会計への返済について、明確なロードマップを示し、自賠責保険制度の適切かつ安定的運営を求める意見書を提出することをお願いしたく、陳情するものである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

警察本部（交通部交通指導課）

【現 状】

- 1 警察は、人身交通事故が発生した場合、事情聴取、実況見分などの捜査を行い、加害者（被疑者）を検察庁へ送致している。
- 2 警察が行う被害者支援として、ひき逃げ、交通死亡事故などの専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときは、被害者、遺族等への付き添い、相談受理などを行う「被害者支援担当者制度」や、捜査状況、検挙状況を適時適切に連絡する「被害者連絡制度」を運用している。
- 3 一方、交通事故被害者等への補償制度として、強制保険と呼ばれる自賠責保険（共済）と任意保険があるほか、ひき逃げや無保険車又は盗難車による事故に遭われた被害者のために政府による補償事業や独立行政法人自動車事故対策機構（通称ナスバ）による援助・救済制度がある。

【県の取組状況】

- 1 警察は、交通事故被害者の心情に配慮しつつ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を行っている。
- 2 被害者支援制度を説明するため、「れんげ草」と題した被害者の手引き用の小冊子を作成、活用し、要望に応じて、交通事故相談所などの他機関の相談窓口を紹介している。
また、交通事故被害者の補償制度が適切に行われるためには、自動車安全運転センターによる交通事故証明書の発行が必要なことから、同センターへの迅速な情報提供を行っている。
- 3 さらに、強制保険である自賠責保険（共済）の契約が締結されていない自動車を運行の用に供したものを無保険として検挙している。